

事件名	大目付問答集等の解題の翻案権侵害事件
判決日・事件番号	東京地判平成 26・12・24（平成 26（ワ）4088）
出典	最高裁HP
事案の概要	<p>原告は、「大目付問答・町奉行所問合挨拶留・公辺御問合（問答集9）」の書籍において、担当者として、江戸時代の大名らと大目付らとのやりとりを収載した「大目付問答」等の文献を楷書体で活字化し、読み易いように句読点を付すなどして史料部分の編纂を行い、さらに史料部分について解説する解題を執筆した。</p> <p>被告は、「法史学研究会会報15号」に本件問答集の書評を寄稿した。</p> <p>原告は、被告に対し、書評は原告執筆の解題の翻案物であり、被告は原告の著作権（翻案権）を侵害した旨を主張して、翻案権侵害の不法行為又は氏名表示権及び同一性保持権の侵害の不法行為に基づく損害賠償金300万円の支払いを求めた事案。</p>
請求の結論	請求棄却
関係条文	著2条1項1号/著19条1項/著27条/著48条
著作物の種別	言語の著作物
原告著作物	江戸時代の大名らの問答の解説書
著作物性	否認
被告行為	原告が担当した問答集の解説書に関する書評を「法史学研究会会報15号」に掲載した行為
権利の種類	翻案権
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 翻案権侵害の成否 2. 同一性保持権侵害の成否 3. 氏名表示権侵害の成否 4. 引用の成否 5. 不法行為の成否及び損害
判旨	<p>被告の各記述が原告の各記述を翻案したというためには、原告の各記述が思想又は感情を創作的に表現したものであることはもとより、原告各記述と被告各記述とで同一性を有する部分が思想又は感情を創作的に表現したものであることも必要である。</p> <p>著作権法は、学術的な思想や発見それ自体を保護するものではないから、本件三文書の解読及び分析に多大な労力を費やしたこと及びそれが原告によって初めてなされたことそれ自体が、著作権法によって保護される創作的表現となるものではない。むしろ、本件解題のように、史料を分析して歴史的な事実</p>

	<p>を明らかにしようとする場合、個々の分析結果は、他の方法により表現する余地が小さく、学術的な思想ないし発見された事実それ自体であって、創作的表現とならないことが多いというべきである。</p> <p>原告各記述は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものとはいえず、著作物性はない。</p> <p>原告各記述は著作物性を有しておらず、被告各記述は、原告各記述の二次的著作物とは認められないから、同一性保持権等の他の争点も成立しない。</p>
特記事項	特になし
作成者コメント	翻案物の著作物性の解釈の参考になる。
作成者	伊藤 英彦
作成日	平成 27 年 8 月 18 日